

第2委員会報告資料

報告第53号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について
..... P 1

報告第54号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について
..... P 3

第2回福岡市総合教育会議について..... P 5

草ヶ江小学校講堂兼体育館改築等工事請負契約の締結について..... P 7

学校の管理のかしに基づく事故について..... P 19

平成27年12月
教育委員会

報告第53号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童又は生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	円 359,821	平成 27 年 8 月 7 日	平成 27 年 10 月 5 日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件		359,821	平成 27 年 8 月 7 日	平成 27 年 10 月 5 日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	267,982	平成 27 年 6 月 4 日	平成 27 年 11 月 4 日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件		274,271	平成 27 年 10 月 1 日	平成 27 年 11 月 4 日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	274,271	平成 27 年 10 月 1 日	平成 27 年 11 月 4 日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件		244,446	平成 27 年 10 月 1 日	平成 27 年 11 月 13 日
※個人が特定される情報については掲載しておりません。 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載しておりません。	244,446	平成 27 年 10 月 1 日	平成 27 年 11 月 13 日

報告第 54 号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成 27 年 11 月 13 日訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、平成 27 年 8 月 7 日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費
<div data-bbox="280 443 616 533" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ※個人が特定される情報については掲載していません。 </div> 学校給食費請求事件	<div data-bbox="699 497 1072 705" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ※個人が特定される情報については掲載していません。 </div>	円 357,117
<div data-bbox="280 613 616 703" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ※個人が特定される情報については掲載していません。 </div> 学校給食費請求事件	<div data-bbox="699 497 1072 705" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ※個人が特定される情報については掲載していません。 </div>	357,117

第2回福岡市総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長と教育委員会による第2回福岡市総合教育会議が開催されたため、下記のとおり報告するもの。

1 開催日時等

日 時：平成27年11月9日（月） 13:30～14:32

場 所：博多小学校1階 会議室

2 出席者

市長，教育委員会

3 議 事

(1) 協議事項

ア 学力向上のためのさらなる取組の推進について

教育委員会から、「平成27年度全国学力・学習状況調査」の結果分析に基づく課題や「教育課程の見直し」による学力向上のための今後の取組について説明を行い、取組の方向性について認識が一致した。

(主な意見)

- ・学力の向上には、子どもたち一人ひとりの実態にしっかりと目を向け、課題に応じたきめ細かな学習が重要である。
- ・学習を進める中で、ただ教えられるだけでなく、子どもたちが教え合う「学び合い」が大切である。教え合うことで、子どもたちの理解がより進み、子ども自身で理解できていないところを見つけることができるなど、良いことである。

イ 教育NEXTの今後の展開について

教育委員会から、「教育NEXT」の実施状況、成果や今後の展開について、授業風景の映像の視聴も交えながら説明を行い、今後の取組の方向性について意見交換を行った。

① 国際教育 礎プラン

中学校・高校でのオールイングリッシュ授業の取組状況、小学校英語の早期化へ向けた低学年向けの英語学習プログラムの試行やICTを活用した遠隔授業の配信などの今後の取組について説明を行った。

(主な意見)

- ・ICTを活用した遠隔授業の試行実施など新しいチャレンジに取組みながら、内容をさらに深化させていくことが大事である。
- ・英語の授業風景の中で、授業を行っている英語教員は英会話力がある方だと感じたが、このような取組をさらに充実させていくために、引き続き教員の英会話力を高めていく研修などが大事である。

② アントレプレナーシップ教育

スポーツ選手などの著名人による「夢の課外授業」や起業家や地域の様々な職種の方々による社会人講話の実施状況や学習後の児童生徒の明らかな意識の向上などの成果について説明を行った。

(主な意見)

- ・失敗しても何度でも立ち向かうたくましい心を育てていくために、子どもたちに早いうちからアントレプレナーシップ教育を行っていくことが、とても大事である。
- ・起業家の講話は、普段、親や教員からなかなか聞くことができない話である。また、実際に経験した人の言葉であり、子どもたちに大変良い刺激となる。

(2) その他

○ 中学校の柔道部活動中の事故について

福岡市柔道安全指導検討委員会を設置し、事故の検証や再発防止策についての議論をこれまで4回実施したことの報告を行った。

今後、同検討委員会を11月末と12月に1回ずつ開催し、結論を出す方向で進めているとの説明を行った。

草ヶ江小学校講堂兼体育館改築等工事請負契約の締結について

工事件名	草ヶ江小学校講堂兼体育館改築等工事					
工事概要	【建物概要】 鉄筋コンクリート造4階建 延面積 3,370.68㎡ 【工事内容】 1階: 図書室, 図書室, 理科室, 家庭科室, 第1音楽室 パソコン室, 多目的室, 資料室, 便所 2階: 講堂兼体育館(アリーナ, 器具室, 更衣室, 便所) 第2音楽室, 多目的室, 電気室 3階: 講堂兼体育館(倉庫, 機械室) 4階: プール, 機械室, 更衣室, 便所, 倉庫 その他外構工事		摘要(別途工事)			
			<ul style="list-style-type: none"> ・電気工事 ・衛生設備工事 ・空調設備工事 ・エレベーター工事 ・木製建具工事 ・黒板工事 ・ろ過設備工事 ・内部体育施設工事 ・ガス設備委託工事 			
	工事場所	福岡市中央区草香江2丁目3番5号				
工事期間	平成27年10月10日から平成28年11月30日まで					
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札					
開札年月日	平成27年10月2日					
契約年月日	平成27年10月9日					
落札業者	大高・三軌建設工事共同企業体 (代表者)大高建設株式会社 福岡市博多区上牟田1丁目29番6号					
契約価額	812,553,120	(うち消費税及び地方消費税相当額 60,189,120円)				
予定価格	消費税及び地方消費税相当額を含む価格	902,836,800	(うち消費税及び地方消費税相当額 66,876,800円)			
	入札書比較価格	835,960,000	(消費税及び地方消費税相当額を除く。)			
最低制限価格	消費税及び地方消費税相当額を含む価格	812,553,120	(うち消費税及び地方消費税相当額 60,189,120円)			
	入札書比較価格	752,364,000	(消費税及び地方消費税相当額を除く。)			
入札等経緯 及び結果	入札参加業者		技術評価点(A) 加算点+標準点(100点)	入札価格(B) (単位:円)	評価値 (A)/(B)×α	
	区分	業者名				
	地場		大高・三軌建設工事共同企業体	134.283	752,364,000	17.8481
			旭・西中洲樋口建設工事共同企業体	135.733	767,300,000	17.6896
			日建・内藤建設工事共同企業体	132.534	752,364,000	17.6156
			アスミオ・アルシス建設工事共同企業体	131.883	752,364,000	17.5291
			北洋・サンコー建設工事共同企業体	131.000	752,364,000	17.4117
			溝江・香椎建設工事共同企業体	127.717	752,364,000	16.9754
			中村・今林建設工事共同企業体	135.000	806,000,000	16.7493

【総合評価方式における入札結果について】

- ・落札者(大高・三軌JV)の技術評価点は、134.283点であった。
(加算点 34.283点 + 標準点 100点)
- ・落札者(大高・三軌JV)の入札価格は、752,364,000円であった。
- ・技術評価点(加算点+標準点)を入札価格で除した「評価値」の最も高い者が落札者となることから、本工事において最も評価値の高い大高・三軌JVが落札者となった。

技術評価項目の内容

工事件名:草ヶ江小学校講堂兼体育館改築等工事

評価分類		評価項目	着目点等
提案項目	技術提案	項目1 構造体コンクリートの品質確保について	本施設は長期的に使用される重要な施設であることから、構造体であるコンクリートの品質確保が重要となる。このことから、密実で良質なコンクリート構造体とするための施工について、より具体的で有効な提案を求める。
		項目2 プレストレスト鉄筋コンクリート構造の品質確保について	大スパン建築物のため、プレストレスト鉄筋コンクリート構造を採用しており、良質な構造体とするための品質確保が重要となる。このことから、良質な構造体とするための施工について、より具体的で有効な提案を求める。
		項目3 騒音・振動・粉塵対策について	工事場所は住宅地に立地した学校敷地内であり、工事を行うにあたり周辺への騒音・振動・粉塵対策が重要となる。このことから、工事期間中における学校や近隣家屋等への騒音・振動・粉塵対策について、より具体的で有効な提案を求める。
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	平成17年4月1日～平成27年8月5日の間に福岡市が評定通知した建築工事の任意3件の平均点によって評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		工事成績優良業者の表彰実績	平成25年8月6日～平成27年8月5日の間に福岡市が建築工事において工事成績優良業者として表彰を行う旨通知した工事の実績により評価する。ただし、表彰日の翌日から入札公告日前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた期間がある場合は、評価の対象としない。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		同種工事の施工実績	平成17年4月1日～平成27年8月5日の間に竣工した代表者は、地上3階建以上のSRC造、RC造の新築・増築または改築工事の施工実績構成員は、SRC造、RC造の新築・増築または改築工事の施工実績により評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		品質管理への取り組み	ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
	技術者の能力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
		同種工事の施工経験	入札者が提示する配置予定技術者に同種工事の施工経験(監理技術者、主任技術者、現場代理人での従事に限る)があれば優位に評価する。
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	福岡市より「障がい者雇用企業」「環境配慮型事業所」「次世代育成・男女共同参画支援企業」の該当要件で認定を受けている企業を評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		災害対策協力企業	福岡市と災害対策に関する基本協定を締結した団体に所属し、当該業種の特性を活かした防災活動を行う企業を優位に評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
		本店所在地	入札公告日時時点で本市に本店が所在し、また、公告日における本市競争入札有資格者名簿に登録された期間(地場としての継続期間)が長い企業を優位に評価する。 (JV案件:各構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)

技術評価点の内訳

工事件名: 草ヶ江小学校講堂兼体育館改築等工事

(評価型式)	加算点の内訳								加算点 合計 (a)	標準点 (b)	技術評 価点 A (a+b)
	提案項目				企業評価項目						
	技術提案			小計	企業の施 工能力	技術者の 能力	社会貢献・ 地域貢献	小計			
	項目1	項目2	項目3								
I型	構造体コンクリートの 品質確保について	プレストレスト鉄筋コ ンクリート構造の品 質確保について	騒音・振動・粉塵対 策について								
入札参加者名 配点→	10.000	10.000	10.000	30.000	7.000	2.000	3.500	12.500	42.500	100.0	142.500
大高・三軌建設工事共 同企業体	7.250	9.000	8.500	24.750	6.033	2.000	1.500	9.533	34.283	100.0	134.283
旭・西中洲樋口建設工 事共同企業体	8.250	9.250	8.500	26.000	6.233	1.000	2.500	9.733	35.733	100.0	135.733
日建・内藤建設工事共 同企業体	9.500	5.750	7.250	22.500	6.034	2.000	2.000	10.034	32.534	100.0	132.534
アスミオ・アルシス建 設工事共同企業体	8.250	6.750	8.500	23.500	4.633	2.000	1.750	8.383	31.883	100.0	131.883
北洋・サンコー建設工 事共同企業体	7.750	8.500	7.250	23.500	4.000	2.000	1.500	7.500	31.000	100.0	131.000
溝江・香椎建設工事共 同企業体	6.500	6.000	7.250	19.750	4.467	2.000	1.500	7.967	27.717	100.0	127.717
中村・今林建設工事共 同企業体	8.750	8.500	7.750	25.000	6.250	2.000	1.750	10.000	35.000	100.0	135.000

【落札者の技術提案について】

・項目1 構造体コンクリートの品質確保について

本施設は長期的に使用される重要な施設であることから、構造体であるコンクリートの品質確保が重要となる。

これを踏まえ、密実で良質なコンクリート構造体とするための施工について、効果的な提案がなされた。

・項目2 プレストレスト鉄筋コンクリート構造の品質確保について

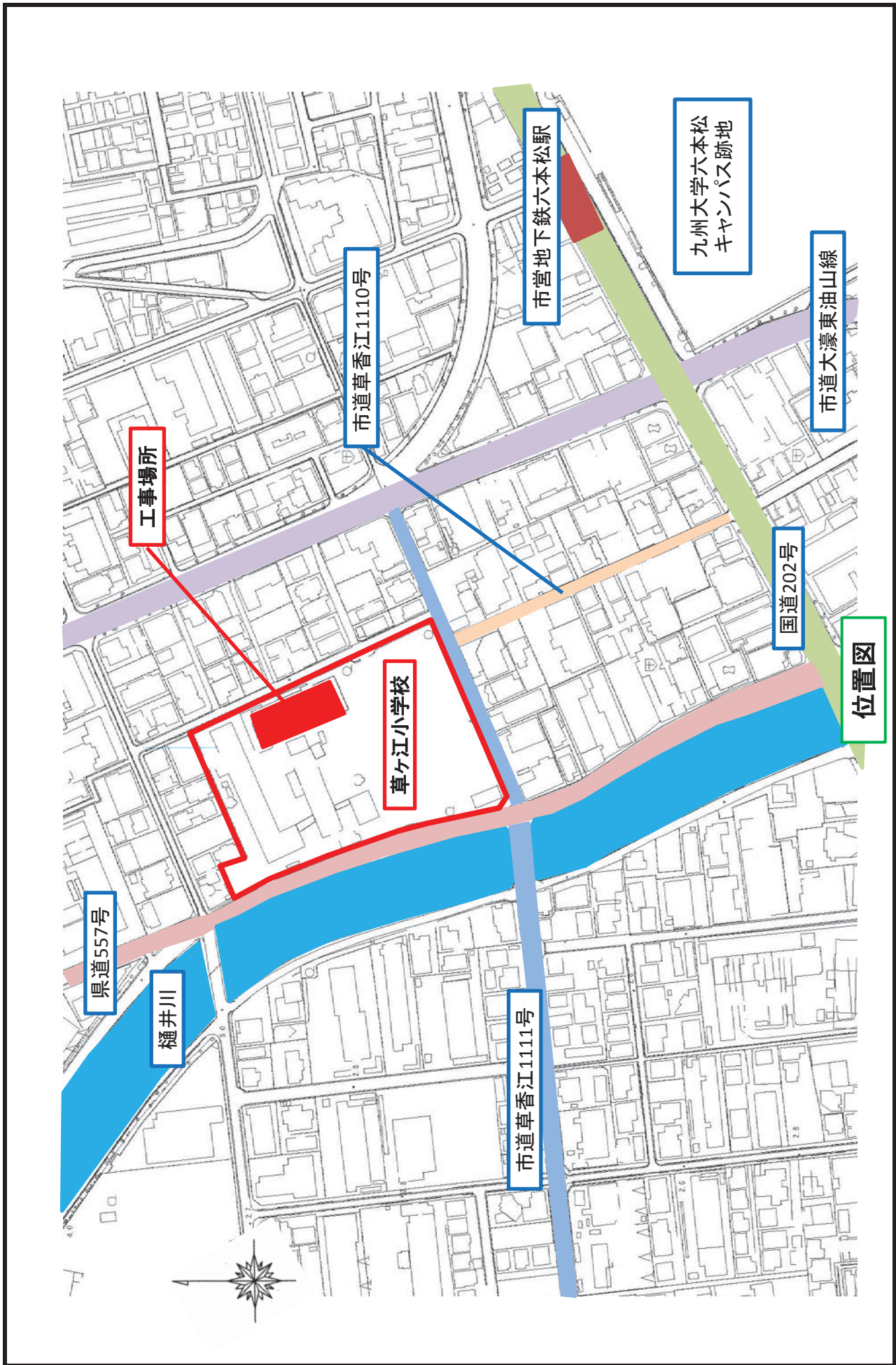
大スパン建築物のため、プレストレスト鉄筋コンクリート構造を採用しており、良質な構造体とするための品質確保が重要となる。

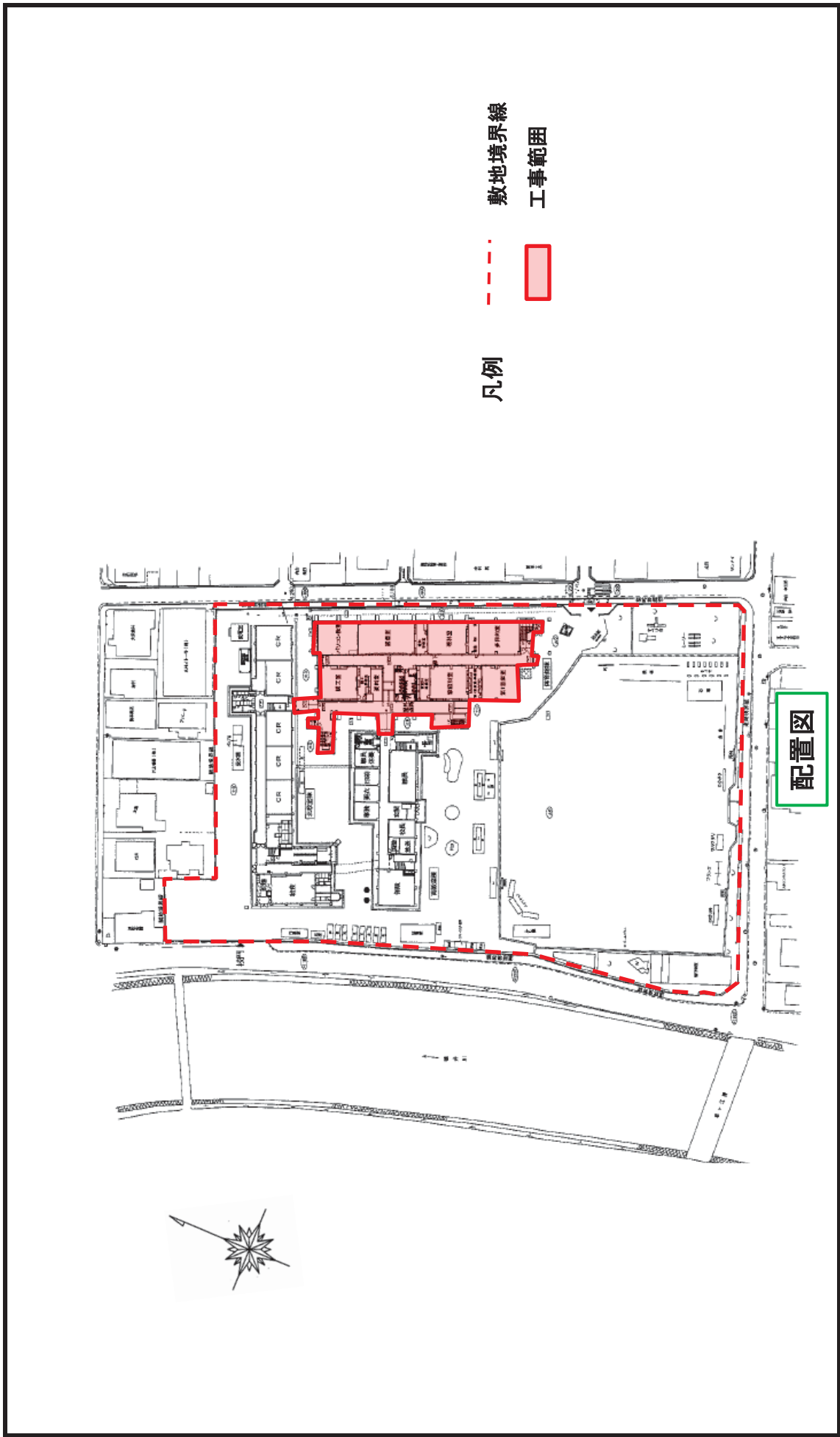
これを踏まえ、良質な構造体とするための施工について、より効果的な提案がなされた。

・項目3 騒音・振動・粉塵対策について

工事場所は住宅地に立地した学校敷地内であり、工事を行うに当たり周辺への騒音・振動・粉塵対策が重要となる。

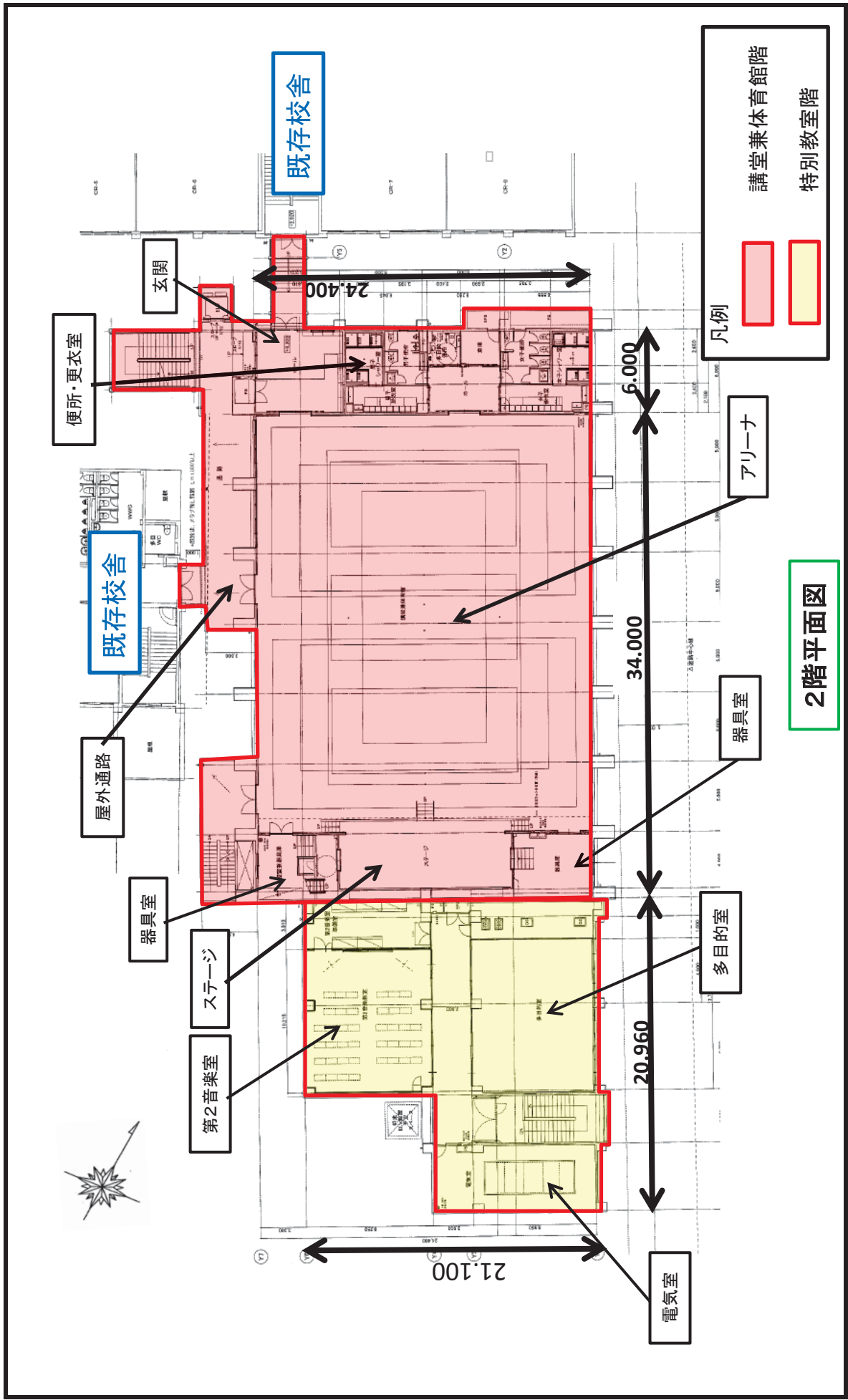
これを踏まえ、工事期間中における学校や近隣家屋等への騒音・振動・粉塵対策について、最も効果的な提案がなされた。

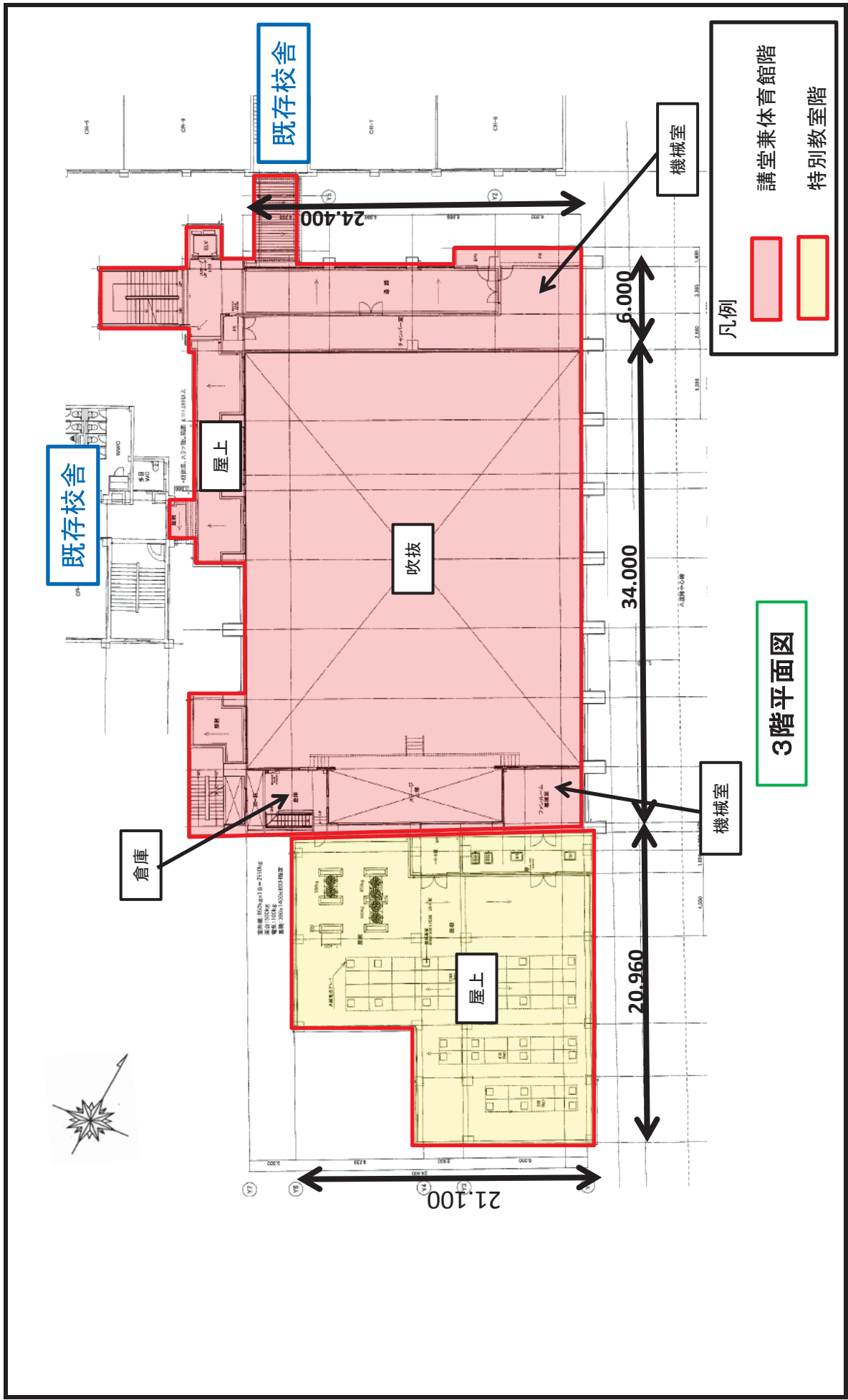


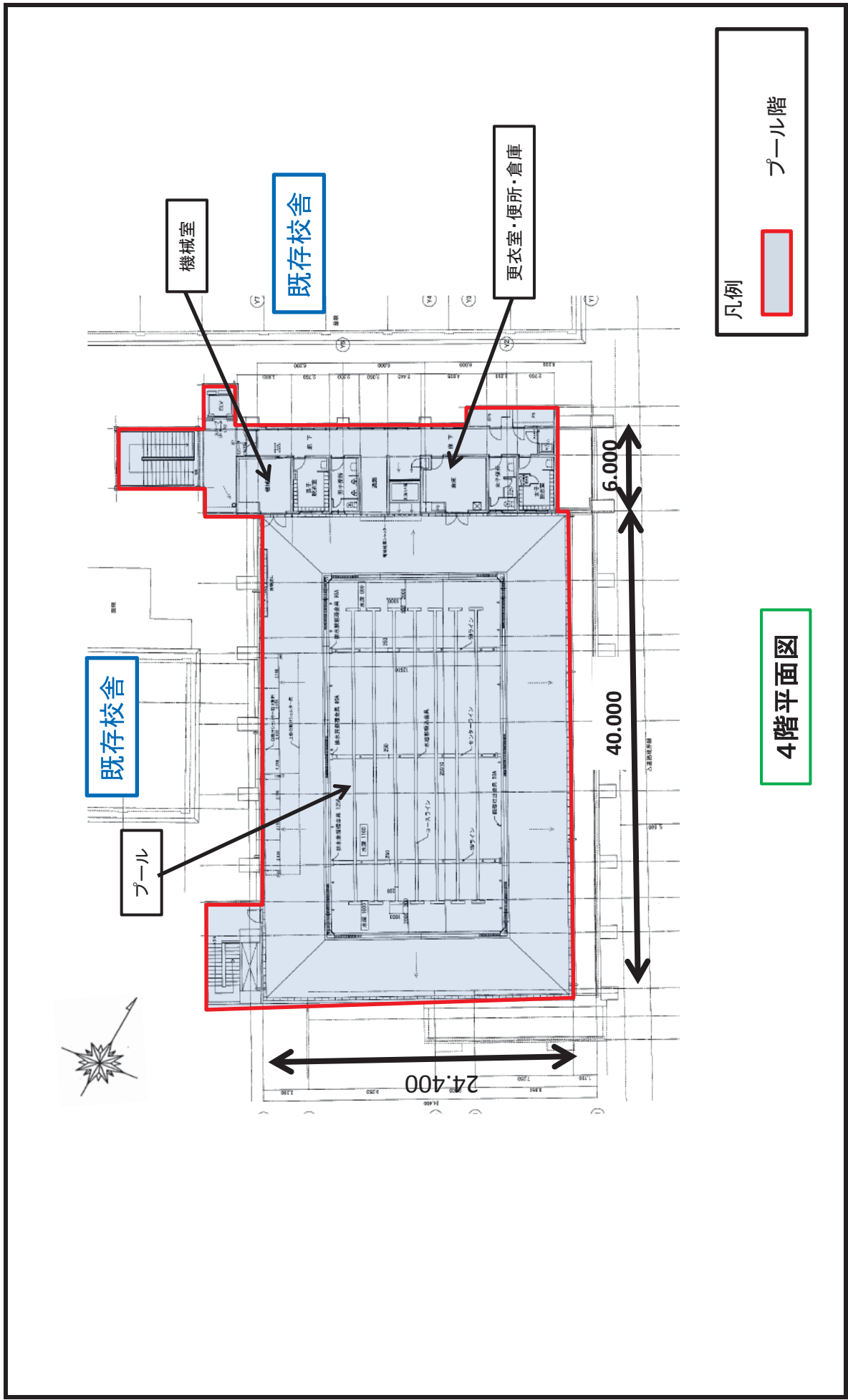


凡例

- 敷地境界線
- 工事範囲












東側立面図

凡例

	特別教室階
	講堂兼体育館階
	プール階



西側立面図






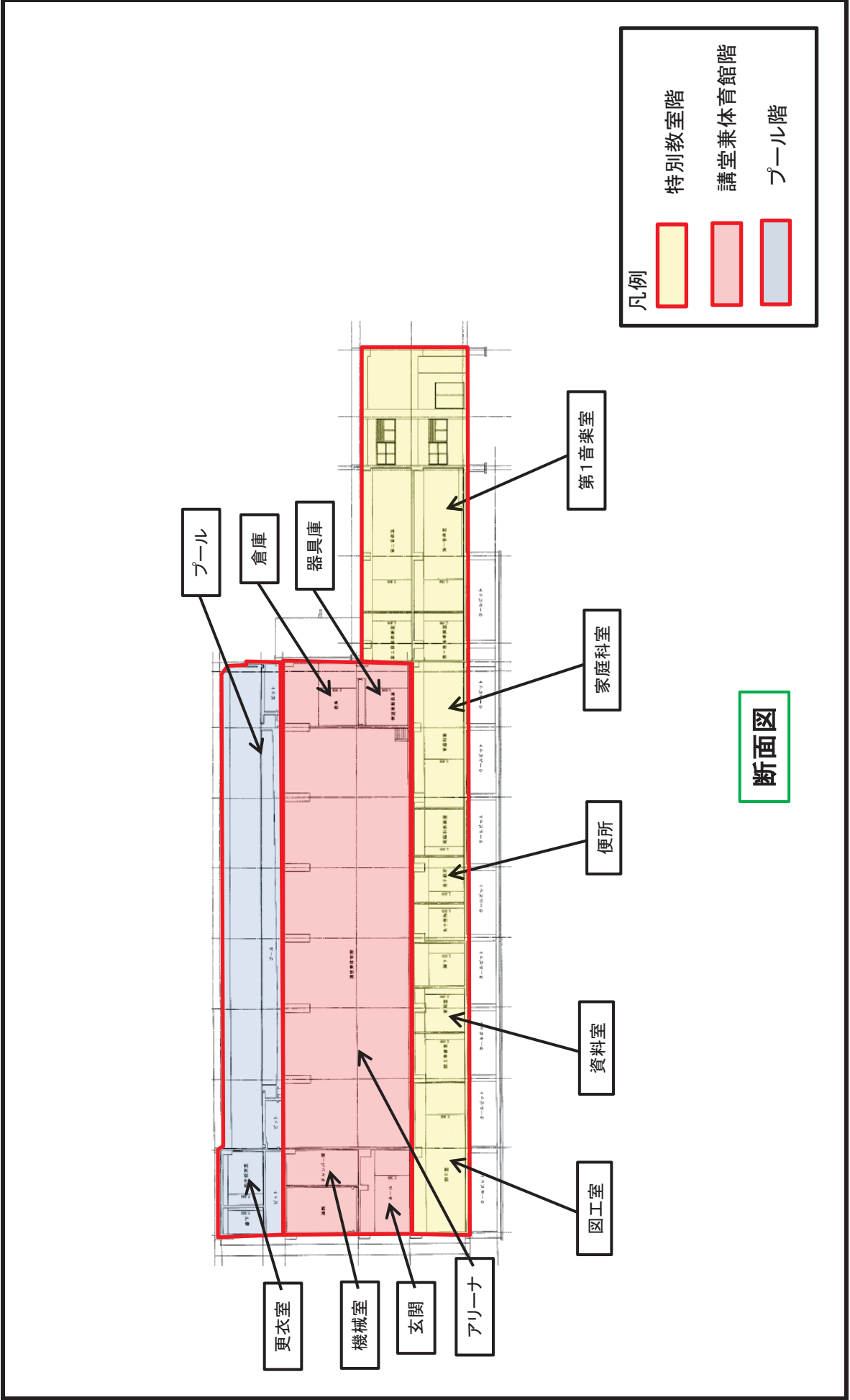
南側立面図



北側立面図

凡例

	特別教室階
	講堂兼体育館階
	プール階



学校の管理のかしに基づく事故について

学校の管理のかしに基づく事故が発生したため、報告するもの。

1 物件所有者及び損害賠償予定額

物件の所有者	損害賠償予定額
※個人が特定される情報については掲載していません。	41,040 円

2 事故の概要

平成 27 年 11 月 8 日午前 2 時から午前 3 時頃、草ヶ江小学校北側に存する樹木の枝が強風にあおられ、隣接する共同住宅 4 階の 1 室のバルコニー天井部網入ガラスに接触・破損し、損害を与えたもの。

3 損害の程度

相手方が所有する鉄筋コンクリート造 4 階建の共同住宅の 4 階バルコニー天井部の網入ガラス破損（縦 1.0m×横 1.2m 1 枚）

4 対応

事故後の対応については、早急に樹木を剪定し、損害箇所については、所有者と協議し損害額が決定次第、直近の議会において専決処分の報告を行う予定。

5 現場見取り図



事故発生現場

